

(公財)岡山市ふれあい公社求職者等に対するハラスメント防止に関する基本方針

1 基本方針

当財団は、財団の採用活動、面接、説明会、オープンカンパニー、各種実習(社会福祉実習、介護実習等)に参加する求職者や実習生等(以下「求職者等」という。)に対するハラスメントの防止に取り組みます。求職者等に対するハラスメントとは、求職者等に対するセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントに類する行為、カスタマーハラスメントに類する行為、妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為及び育児休業等に関するハラスメントに類する行為があります。

2 禁止される主な言動の例

当財団は、求職者等に対し、次に掲げる行為を行いません。

- (1)業務上又は採用選考上必要のない私生活に関する質問を行うこと。
- (2)性的な発言、性的な要求又は不要な身体接触を行うこと。
- (3)採否や実習評価への影響を示唆して圧力をかけること。
- (4)SNS、電子メールその他の通信手段を利用して私的な接触や執拗な連絡を行うこと。
- (5)その他、求職者等の人格及び尊厳を損なう行為を行うこと。
- (6)威圧的な言動、人格を否定する発言又は侮辱的な発言を行うこと。
- (7)妊娠、出産、育児、介護等について否定的又は差別的な発言を行うこと。
- (8)求職者等の性的指向、性自認その他の個人情報について不必要に詮索すること。

3 求職活動等における遵守事項

当財団は、求職者等との面接や接触において、次の事項を遵守します。

- (1)面接及び面談は、適切な時間帯及び場所で行実施する。
- (2)可能な限り複数名で対応する。
- (3)求職者等との連絡は、財団が認める業務上の連絡手段を使用する。
- (4)職員個人の SNS アカウントや私的連絡先による連絡は行わない。
- (5)面接等では、公正な採用選考に必要な事項のみを確認する。

4 相談窓口について

ハラスメントに関する相談窓口を以下のとおり設けます。

窓口:公益財団法人 岡山市ふれあい公社 管理部 総務課

電話番号:086-274-5139(土日祝、年末年始除く 8 時 30 分から 17 時 00 分まで))

メール:j_soumu_soudan@mx.okayama-fureai.or.jp

5 調査及び対応

当財団は、相談があった場合には、迅速かつ正確に事実関係を調査します。また、被害者に対する配慮のための措置を講じます。そして、ハラスメント行為が確認された場合、当該行為を行った職員については就業規則、その他の関係規程に基づき厳正に対処します。また、再発防止に向けて措置を講じます。

また、大学等のキャリアセンター等の求職者等の関係者からハラスメント行為に係る相談に関する情報提供があった場合は、当該機関と連携し、適切な対応を行います。

6 プライバシー保護及び不利益取扱いの禁止

当財団は、相談者、行為者及び調査協力者のプライバシーを保護します。また、相談を行ったこと又は調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行いません。

令和 8 年 10 月 1 日 公益財団法人岡山市ふれあい公社